

## 四條畷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者（以下、「登録者」という。）に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）に関し必要な事項を定めることにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げる書面をいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し及び除かれた戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本又は抄本、戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書、並びに磁気ディスクをもって調整された戸籍若しくは除かれた戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は第20条第1項の規定により前項第1号の証明書等を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により前項第2号の証明書等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により前項第2号の証明書等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除き、同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により前項第2号の証明書等を請求する者

### (登録ができる者)

第3条 本人通知制度の登録ができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により本市が作成した戸籍（保存している除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、国内に住所を有しない者、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、登録の対象としない。

(登録の申請)

第4条 本人通知制度の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ四條畷市本人通知制度登録申請書(様式第1号)を市長に提出し、登録の申請をしなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請を行う際に、個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、その他官公署が発行した免許証、許可証その他市長が適当と認める書類(以下「本人確認書類」という。)を提示し、又は提出することにより当該申請を行っている者が本人であることを明らかにしなければならない。

3 第1項の規定による申請を代理人が行おうとするときは、当該代理人は、申請を行う際に、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ当該各号に規定する書類及び代理人の本人確認書類を提示し又は提出することにより、代理権限を有していること及び代理権限を有する本人であることを明らかにしなければならない。ただし、第1号に規定する書類については、本市に備え付けの公簿の記載等により法定代理人であることを確認できるときは、この限りでない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他資格を証明する書類

(2) 任意代理人 委任の旨を証する書類

4 前項第2号に掲げる代理人が申請者と同一の世帯に属する場合は、当該申請者が申請書(様式第2号)の署名欄に自署することをもって、同号の委任の旨を証する書類の提出に代えることができる。

5 第1項の規定による申請については、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うことができる。この場合において、申請者は本人確認書類の写しを併せて提出することにより、当該申請を行っている本人であることを明らかにしなければならない。

6 登録の申請の受付は、市民課及び田原支所で行うものとする。

(登録)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、四條畷市本人通知制度登録者名簿(様式第3号。以下「登録者名簿」という。)に申請者の氏名、住所、登録年月日その他必要な事項を登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、当該申請者が四條畷市本人通知制度登録者であることを確認できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(登録完了通知)

第6条 市長は、前条の規定により登録者名簿に登録を行ったときは、本人通知制度登録完了通知書(様式第4号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(登録内容の変更等)

第7条 登録者は、氏名、住所、本籍及び次条の規定による通知書の送付先（以下「送付先という。」）に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、本人通知制度登録事項変更兼廃止申請書（様式5号）により、市長に申請しなければならない。ただし、住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書に係る登録者の氏名又は住所の変更については、この限りでない。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による申請について準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、登録者名簿における当該事項を変更し又は廃止するものとする。

4 市長は、前項の規定による変更又は廃止を行ったときは、本人通知制度登録内容変更完了通知書（様式第6号）により、登録者にその旨を通知するものとする。

5 市長は、住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書に係る登録者の氏名又は住所に変更があったことを知ったときは、登録者名簿の当該事項を変更するものとする。

(本人通知)

第8条 市長は、登録日以後に、第三者からの請求により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、住民票の写し等交付通知書（様式第7号）により、登録者に次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、市長が当該請求について特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別

(登録の廃止)

第9条 市長は、次のいずれかに該当するときは、当該登録を廃止するものとする。

- (1) 第7条の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 第8条の規定による通知書が返戻されたとき。
- (3) 登録者が国外に転出したとき。
- (4) 登録者が死亡し又は失踪の宣告を受けたとき。
- (5) 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、登録者の住民票が職権により消除されたとき。
- (6) 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第34条第1項の規定により、登録者の消除された住民票又は除かれた戸籍の附票の保存期間が満了したとき。
- (7) その他市長が特に登録を廃止する必要があると認めるとき。

(文書の保存)

第10条 この要綱の規定に基づき作成し又は取得した文書の保存期間については、次に定めるところによる。

(1) 登録者名簿 常用

(2) その他この要綱の規定に基づき作成し又は取得した文書 作成し又は取得した日の属する年度の翌年度から起算して3年

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の四條畷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の規定により登録されている者は、改正後の四條畷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の規定により登録されたものとみなす。

附則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。